

「京丹後アートフェスティバル 2025」 マップデザイン企画・印刷業務
仕様書

京丹後市
令和7年4月

目次

1. 業務名	1
2. 契約期間等	1
3. 業務目的	1
4. 制作方針	1
5. 業務概要	1
6. マップサイズ等	1
7. デザイン	1
8. スケジュール	2
9. 納品	2
10. 検収	2
11. 守秘義務	2
12. 業務の再委託	3
13. 著作権	3
14. 賠償責任	3
15. その他	3

1. 業務名

「京丹後アートフェスティバル 2025」 マップデザイン企画・印刷業務

2. 契約期間等

契約期間：契約締結日～令和7年7月25日（金）

3. 業務目的

京丹後市では、令和4年度に「京丹後市文化芸術振興計画」を策定し、計画を実践に移していくため、市民が多様な文化芸術に触れ、そこでの学びや体験を通して、創作や表現の楽しみを体得できる機会として「京丹後アートフェスティバル」を開催する。

本業務はその取組の一環として、市内各所で行われる文化芸術事業を包括し、それらの情報を視覚的化、市民が文化芸術に触れる機会を創出すること、またその充実した鑑賞体験の機会を市内外に周知させるための企画である。

4. 制作方針

- (1) 京丹後アートフェスティバルを広く周知させる
- (2) 多様な鑑賞体験の情報を提供する
- (3) 文化芸術に対する能動性を引き出す

5. 業務概要

本業務の範囲は次のとおりとする。下記作業以外にもデザイン制作に伴い必要とされる作業については協議を行い基本的には受託業者が行う。

- (1) マップの企画、デザイン
- (2) 翻訳
- (3) 校正
※回数を制限しない
- (4) 印刷
- (5) 納品
- (6) その他デザイン制作に必要な業務
- (7) その他専門的な立場から、他市事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は、積極的に提案すること。

6. マップサイズ等

- (1) マップは日本工業規格 A3 サイズ以上とし、両面印刷とする。ただし、縦型・横型は問わない。
- (2) マップは、持ち運びに便利で、かつ一定の耐久性（破損しにくい）の紙質とする。

7. デザイン

- (1) 「京丹後アートフェスティバル」の趣旨を理解し、事業が広く周知されるデザインであること

- ・表紙になるページのデザイン案は打合せの上、複数案作成すること
- (2) マップを手に、実際に足を運んでみようと思わせる能動性を引き出す仕掛けがあること
- (3) フェスティバル期間中に行われる事業の多様性や、市内の文化的資源の多彩さが視覚的に伝わること
 - ・連携するイベント（60件程度）、市内の文化施設、文化財など指定するポイント（50件程度）をマッピングすること
- (4) 情報やマップが整理されており、市外からの来訪者にも混乱を与えないこと
- (5) 持ち運べる形態であること
- (6) 市が指定する情報は翻訳し、英語表記とすること（日本語の文字数 6000 字程度）
- (7) フェスティバル期間終了後も、参加した記念や思い出として、残しておきたいようなデザインになること

8. スケジュール

締結後	素材渡し
令和7年6月中旬	マップ初校
随時	校正
令和7年7月上旬	マップ校了
令和7年7月23日（水）正午	納品

9. 納品

本業務完了後、速やかに下記を提出すること。

- (ア) マップデザインデータ（AI、PDF、JPG）

※CD-R、USB メモリー等の電子媒体に保存し納品のこと

- (イ) マップ 21,500 部

※現物は、全戸配布に対応した状態で各市民局へ直接納品のこと

※残部は生涯学習課へ納品のこと

10. 検収

受託者は、業務完了後速やかに業務完了報告を行うこと。

本市は納入日から3営業日以内に納品物の検査を行い、その結果不備が認められた場合、受託者は可能な限り速やかに不備を解消し、修正した成果物を再度納入すること。また、本市は再度納入された成果物の検査を速やかに行う。

11. 守秘義務

- (1) 本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らしてはならず、本業務が完了した後も同様とする。
- (2) 本業務の履行に関して知り得た事項を役員または従業員であっても、本業務を履行するために知る必要のある者以外の者に漏洩または開示してはならない。

1 2. 業務の再委託

受託事業者は、デザイン企画、印刷を一括して受託者内で完結できること。基本的には第三者委託を禁止とする。ただし、翻訳および印刷の一部を委託する場合には、あらかじめ本市の同意を得るものとし、できうる限り市内の翻訳および印刷業者を優先し、再委託先の行った作業の結果については、受託者が全責任を負うこと。

1 3. 著作権

- (1) 本業務の履行過程で生じたデザイン等、本業務の成果物に関する所有権はもとより、著作権その他の権利を京丹後市に譲渡するものとする。なお、本業務の成果物に含まれる受託者が従前から保有する知的財産権が含まれていた場合には権利は受託者に留保される。また、当該著作権その他の権利については、受託者が正当にこれを譲渡しうる権利を有していることを保証する。
- (2) 受託者は、京丹後市に著作権その他の権利を譲渡した著作物に関しては、京丹後市において自由に改変または編集等されることを事前に承諾し、著作者人格権を一切行使しないものとする。

1 4. 賠償責任

本業務の実施にあたって、本市又は第三者に損害を及ぼしたときは、本市の責任に帰する場合のほかは、受託事業者がその賠償の責任を負うものとする。

1 5. その他

- ・ 本業務の仕様は、本市が最低限必要と考えているものである。受託業者はその専門的な立場から、他市の事例等も参考に有効な手段や効果的な方法があれば、本業務の費用の範囲内で積極的な提案を行うこと。
- ・ 仕様変更等については、受託事業者と本市との協議により取り扱うこと。
- ・ 本仕様書に明示されていない事項又は仕様書の内容に疑義が生じたときは、速やかに本市と協議することとする。